

マイナンバー制度の創設と実務対応

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします。マイナンバーとは、国が国民一人ひとりにつける番号のことで、行政分野での利便性や税金・社会保険料の徴収効率の向上を目的としています。その一方で、認知度の低さから会社の準備状況はあまり進んでいないのが現状です。

今回のコラムでは、会社の管理業務に重大な影響を及ぼす可能性があるマイナンバー制度について解説します。

1. マイナンバー制度の創設

マイナンバー制度の正式名称は「社会保障・税番号制度」といい、正式名称のとおり「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」の3分野での利用が予定されています。個人のみならず法人もマイナンバー制度の対象とされ、個人には12桁の個人番号が、法人には13桁の法人番号がつけられます。マイナンバーは、平成27年10月から郵送により各個人、法人に通知される予定です。

法人番号の利用範囲には利用制限は設けられず、官民間問わずに幅広い利用が期待されています。

一方の個人番号は、情報流出や不正利用等について国民の懸念が強かったために、厳しい利用制限が設けられます。利用範囲は上記3分野に限定され、目的外の利用は厳しく制限されます。目的外利用等の法令違反には罰則があり、会社は個人番号を適切に管理することが求められています。

2. 会社の実務対応

マイナンバーの利用範囲には年金・雇用保険の資格取得や税務当局への申告等が挙げられています。

具体的には、雇用保険・社会保険の事務手続や年末調整・支払調書の作成のために、個人番号が必要となります。対象者は、正社員のみならず、雇用契約を結んだすべての従業員です。さらに、従業員に配偶者や扶養親族がいる場合には、これらの家族の個人番号も提供を受ける必要があります。

従業員の個人番号の取得でさえ会社事務に重荷となりますが、さらに負担となりそうなのが株主への配当金です。会社は配当金支払いの際に支払調書を発行しますが、この支払調書にもマイナンバーの記載が義務付けられます。

実際の適用は特例で3年間猶予されますが、株式が広く分散し、株主が多数にのぼっているような会社は早めの対応が必要となるかもしれません。個々の株主から、会社の情報管理体制の説明を求められることも十分想定されます。万全な管理体制を構築することはもとより、株主に対して早めの情報提供を行う必要があるでしょう。

また、マイナンバーの管理体制で盲点となるのがマイナンバーの廃棄です。個人番号の提供を受けた従業員が退職した場合を想定してみましょう。給与業務を行う際に、会社の人事・総務部はこの従業員から扶養控除等申告書の提供を受けているはずです。従来であれば保存期間を会社の任意で設定し、法定保存期間である7年を超えて保管することもあったかもしれません。しかし、今後は法定保存期間を超えた保管は「目的外の保管＝目的外の利用」となるため、速やかに個人番号の削除、書類の廃棄をしなければなりません。

3. 不正利用等には厳しい罰則も

マイナンバーの情報管理には厳しい法令上の規制が設けられています。この規制に違反すると、罰則の対象となります。たとえば、マイナンバーを管理する部署の従業員が故意に情報を流出させた場合には、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又はこれらの併科とされます。個人情報保護法や住民基本台帳法といった類似法令の罰則に比べても、厳しい内容となっています。また、会社が負う責任の範囲は広く、以下のような場合にも会社の管理責任が問われる可能性があります。

■従業員が法令違反

■マイナンバー管理の委託先が法令違反

マイナンバーの管理責任はあくまでも会社が負います。法令違反が起きたことにつき会社に過失があると、会社に管理・監督責任が問われ、法令違反者と同様の罰則が適用される可能性があります。

不正が起きないように管理体制を構築することは、従業員を不正に走らせないだけでなく、会社自身をも守ることにつながります。

(提供：朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)